

第 1 1 回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議

日 時：平成 2 8 年 1 1 月 3 日（木曜日）
午後 6 時 3 0 分から午後 8 時まで
場 所：仙台ガーデンパレス 2 階 鳳凰の間

1 開会

○司会：定刻となりましたので、ただいまより、第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めさせていただきます宮城県環境生活部循環型社会推進課の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

本日の御出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、恐縮ですが、そちらで御確認をお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。次第に続きまして、出席者名簿及び座席表、そして、資料1といたしまして、放射能濃度の測定結果（未指定廃棄物及び8,000Bq/kg以下）、資料2といたしまして、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）、参考資料1といたしまして、宮城県における未指定廃棄物の濃度測定結果について、参考資料2といたしまして、宮城県における8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の濃度測定結果について、参考資料3といたしまして、現地保管継続に当たっての更なる安全の確保について（案）、参考資料4といたしまして、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について、参考資料5といたしまして、指定廃棄物（農林業系副産物）の減容化・安定化技術について（案）、参考資料6といたしまして、処理方法の評価、参考資料7といたしまして、市町村等の一般廃棄物焼却炉及び最終処分場、以上の資料をお配りしております。不足する資料がございましたら、事務局へお申し出いただきますようお願いいたします。

2 あいさつ

○司会：それでは、開会に当たりまして、村井知事よりご挨拶を申し上げます。

○村井宮城県知事：本日は、このような時間にも関わらず、皆さんにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

宮城県では、8,000ベクレル以下の廃棄物の処理を前に進めるために、県として処理方針を検討してまいりました。本日、県の考え方をご説明いたしまして、皆さまのご意見を伺うために、この会議を開催させていただきました。

処理方針の説明に先立って、これまでの未指定の廃棄物については国が、8,000ベクレル以下については県が、放射能濃度の測定を行ってまいりましたが、まずはその結果についてご説明させていただきます。

県内には、原発事故から5年8か月もの間、処理できずに一時保管されたままになっている廃棄物がたくさんあります。これらが現在どんな状況になっているのか、認識を共有した上で、どうすればこの問題を解決に向かわせることができるのかについて、議論させていただきたいと考えております。

解決が難しい問題だからこそ、一刻も早い処理に向けて、国・県・市町村が協力していくことが重要です。行政の役割分担の中で、県民のためにそれぞれ何ができるか、胸襟を開いて話し合いたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○司会：ありがとうございました。

ここからの進行は、若生副知事が務めさせていただきます。若生副知事、よろしくお願いをいたします。

○若生宮城県副知事：それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

本日の会議の進め方について、ご説明させていただきます。お手元の会議次第をご覧くださいと思いますが、まず最初に報告事項として、放射能濃度の測定結果について環境生活部長からご説明をさせていただきます。なお、この報告事項のご質問につきましては、議題の4（2）の意見交換で一括して賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議題の8、0.00Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）については、まず知事から概要をご説明させていただき、詳細については環境生活部長からご説明をさせていただきたいと考えております。

その上で、先ほど申し上げましたように、測定結果並びに処理方針について、意見交換として皆さまからのご質問、そしてご意見を賜りたいと考えておりますので、このような流れで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、報告事項、放射能濃度の測定結果につきまして、環境生活部長から説明を致します。

3 報告

○佐野環境生活部長：環境生活部長の佐野でございます。

私の方から、資料1に基づきまして、放射能濃度の測定結果についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

未指定廃棄物の測定結果についてまとめてございます。

まず、1の調査概要でございます。調査主体は環境省であり、平成28年4月下旬から9月中旬にかけて、環境省のガイドラインに準拠した方法で調査を行ったものでございます。調査対象は、14市町から申告があった2,539トンについて、放射能濃度の測定を行ったものでございます。内訳は資料記載のとおりでございますが、ほとんどが稲わらという状況でございました。

次に、2の結果概要でございます。調査対象となった2,539トンのうち、8,000ベクレルを超えたものが573トンで、全体の22.6パーセント、8,000ベクレル以下のものが1,966トンで、全体の77.4パーセントという結果が出ております。

ここで、参考資料1として、市町別・濃度別に保管重量がどのくらいであったのかを示す一覧表を添付してございますので、ご確認願います。最初の表が全体の合計を示しており、2ページ目以降には種類別の内訳を記載してございます。

次に、もともと8,000ベクレル以下とされていた汚染廃棄物の測定結果についてご説明いたします。資料1の3ページをご覧ください。まず、1の調査概要でございます。こちらの調査主体は宮城県であり、平成28年6月下旬から10月中旬にかけて調査を行ったものでございます。調査対象は、25市町村から申告があった34,084トンでございます。内訳は記載のとおりですが、未指定廃棄物とは異なり、牧草とほだ木が多いという状況でございます。

ここで、34,084トンという保管量についてでございますが、8,000ベクレル以下の保管量は、昨年11月時点の環境省のアンケート調査結果では約43,000トンとされておりました。これらについて、各市町村へ調査対象となる廃棄物の所在を確認し、県が測定を開始した今年6月27日の時点では約40,000トンということでございました。その後、実際に県が測定を行う中で、現地で保管状況を確認し、あらためて保管量を推計した結果が34,084トンということでございます。

なお、調査方法につきましては、環境省が実施した未指定廃棄物に関する調査方法と基本的に同じでございます。

次に、4ページをご覧ください。

結果概要でございます。グラフは、調査した34,084トンの濃度分布を示したものでございます。左から、

- ・ 100ベクレル以下のものが10,807トン,
- ・ 100ベクレルを超え,400ベクレル以下のものが10,685トン,
- ・ 400ベクレルを超え,1,000ベクレル以下のものが8,636トン

となっており,1,000ベクレル以下を合計いたしますと,30,127トンであり,全体の88.4%にのびります。

当初は,もう少しグラフの右側の方に高い山が来るのかなと予想しておりましたが,実際に測ってみますと,予想よりもかなり濃度が低いことがわかったということでございます。

一方,これらに比べるとごく少ない量ではありますが,未だに8,000ベクレルに近いようなもの,あるいは,超過しているものもあるということが確認されております。

市町村別の内訳につきましては,参考資料2をご確認願います。資料の構成は,参考資料1と同様であり,市町村別・濃度別に保管重量がどのくらいであったのかについて,廃棄物の種類ごとに示しており,最初の表が全体の合計となっております。

最後に,資料1の5ページをご覧ください。

これまでの国及び県の測定結果から,県内で保管されている汚染廃棄物の全体量を図にまとめたものでございます。

左側が指定廃棄物であり,8,000ベクレルを超えるものが1,090トン,8,000ベクレル以下のものが2,314トンございます。

その右側が未指定廃棄物で,8,000ベクレルを超えるものが573トン,8,000ベクレル以下のものが1,966トンございます。

一番右側がもともと8,000ベクレル以下とされていた汚染廃棄物で,8,000ベクレルを超えるものが77トン,8,000ベクレル以下のものが34,007トンとなっております。

なお,県が測定した34,084トンについて,重量を加味した平均値をとりますと,518ベクレルということでございます。

以上が放射能濃度の測定結果についてでございます。

4 議題

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。それでは,引き続き,議題の方に入らせていただきます。8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物に関する処理方針(案)についてでございます。

まず最初に知事から県の考え方についてご説明を申し上げます。知事、よろしくお願いたします。

○村井宮城県知事：今回の測定結果を踏まえた県の処理方針について説明いたします。

資料2の2ページをご覧ください。

処理対象とする廃棄物についてでございます。図に示した3つの区分のうち、指定廃棄物3,404トンについては、あらためて議論することとしておりますので、今回の処理方針では対象にはいたしません。

また、指定廃棄物以外で測定結果が8,000ベクレルを超えていたものが573トンと77トン、合計650トンありますが、こちらは指定廃棄物とするように申請していただくのが基本になるだろうと考えております。これは是非、市町村の方から申請をしていただきたいと考えております。

これらについては、当面は保管を継続せざるを得ないということであり、必要があれば保管強化を検討することとなります。

県の方針において処理の対象とするのは、指定廃棄物を除いたもののうち、今回の測定で8,000ベクレル以下であることが確認されたものといたします。

したがいまして、処理の対象となる廃棄物は、2ページの図でオレンジ色に着色された部分、約36,000トンということになります。

次に、3ページをご覧ください。

処理方針における基本的な考え方についてであります。今回、県で測定した廃棄物は約34,000トンございましたが、保管されていた場所743ヶ所のうち約98%が民有地という状況でした。

これまでの5年半以上の間、最も大きな負担をおかけしてきたのがこうした保管者の皆さまや保管市町村ということであります。

また、放射能濃度は時間の経過とともに減少していくことが知られております。放射性セシウムの場合、半減期が約2年と短いセシウム134は急激に減少しますが、もう1つのセシウム137の方は半減期が約30年ということですので、ある程度の期間が過ぎますと、セシウム137がほとんどということになり、濃度の減少が鈍くなってくるわけであります。

3ページのグラフをご覧ください。今回の測定で、県測定分の平均濃度が518ベクレルということがわかりましたが、現在の濃度が518ベクレルであるものについて、今後10年、20年このまま保管を継続したとしても、

今後、濃度が大きく下がることはないということになります。

次に、4ページになりますが、そもそも、8,000ベクレル以下については、通常の廃棄物処理方法によって十分安全に処理することが可能であるということが国により示されております。

このことは、これまでもご説明してきたところですが、今年3月の市町村長会議で配布された国の考え方について、本日、参考資料4としてあらためてお配りしておりますので、その内容について後ほどご確認いただければと思います。

県としては、今こそ、これまでご苦勞をおかけしてきた保管者の負担を解消するために、処理に向けて1歩を踏み出すべき時期であり、国によって通常の廃棄物処理が可能とされている8,000ベクレル以下について、処理を開始したいということでもあります。

しかしながら、これまで、それぞれの自治体で処理しようと努力されても、なかなか実現できなかったという状況がございます。

汚染廃棄物を多く保管されている自治体ほど、廃棄物の処理責任が重くのしかかり、大変苦しい状況にあるわけですが、保管している自治体に落ち度があってこうなったわけではありませんので、一面では被害者とも言えると思います。

したがいまして、県といたしましては、汚染廃棄物の処理の問題を特定の保管自治体だけの責任にすることなく、国、県、それから県内の全ての自治体が協力して処理を進めるべきと考えたということがございます。

汚染廃棄物を保管していない自治体も含めて、この場にお集まりいただいた全ての皆さまのご協力をお願いしたいと考えております。

以上が基本的な考え方でございますが、5ページから6ページにかけて、処理方針（案）としてまとめたものを記載してございますので、ご覧ください。

説明いたします。大きく7つございます。読み上げます。

1点目、

今回の測定により8,000ベクレル以下であることが確認された約36,000トンの汚染廃棄物について、県内すべての自治体が協力して広域処理を行う。

2点目、

処理方法は、通常の一般ごみとの混焼とし、生じた焼却灰は管理型最終処分場に埋め立てる。

3点目、

排ガス・排水等の監視や環境モニタリングを適切に行い、安全性を十分に確認しながら処理を行う。

4点目、

まずはごく低い濃度から試験焼却をスタートさせ、各処理施設における安全性を確認しながら慎重に処理を進める。

5点目、

試験焼却の状況を踏まえ、混焼割合により、焼却灰の放射能濃度を調整する。

6点目、

各自治体が処理する廃棄物の量については、汚染廃棄物の保管量、各処理施設の状況等を踏まえ、県が間に入って調整する。

7点目、

広域処理とは別に、各自治体が焼却以外の処理方法、例えば堆肥化やすき込み等になりますが、これによって独自に処理を行うことは可能とする。

以上の7点でございます。これらの方針に基づいて、まずは試験焼却という形で一斉に処理に着手したいと考えております。

さらに詳しい内容につきましては、引き続き、環境生活部長から説明させていただきますが、12月下旬にもう一度市町村長会議を開催いたしますので、そこで県の方針にご賛同をいただき、試験焼却を年明け後に行い、半年程度、試験焼却を行った上で、本格的な処理へ移行したいと考えてございます。

みんなで手をつないで、いろいろ非難もあろうかと思っておりますけれども、みんなで前に進めようということでございます。言い換えますと、一つの自治体、一つの焼却場、一つの処分場がうちは協力できないということであれば、全員で立ち止まるということにしたいと思っております。みんなで一緒に進んで行く、あるいはみんなで一緒に立ち止まるということで考えているので、35の市町村、そして県が一緒になって協力するということを来月に同意を得たいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

詳しくは環境生活部長から説明させます。

○若生宮城県副知事：それでは、環境生活部長、続いて説明をお願いします。

○佐野環境生活部長：それでは、引き続き、資料2の7ページ以降についてご

説明させていただきます。

資料の7ページをご覧ください。

県の方針を決めるに当たり検討した処理方法についてでございます。本日、参考資料5として、あらためてお配りしておりますが、環境省でも、農林業系副産物の減容化・安定化技術について、今年3月に検討を行っているところ です。

県としては、こうした内容も参考にしながら、焼却のほか、堆肥化、ペレット化、圧縮成型、炭化・熱分解、エタノール生産、メタン発酵、農地へのすき込みや林地還元について、検討を行ってまいりました。

その結果を参考資料6にまとめてございますので、ご覧願います。

焼却については、大規模な処理能力を有する施設が既に県内にあるということが最大のメリットになります。

排ガスの処理をしっかりと行うことと、放射性物質が濃縮される焼却灰をどのように最終処分するかが課題になりますが、排ガスの処理については、既にダイオキシン類対策のために、県内のほとんどの焼却炉でバグフィルターを設置済みですので、安全な処理が可能だろうと考えております。

最終処分についても、焼却灰の放射能濃度をコントロールしながら焼却する混焼という形で、既にいくつもの自治体で安全に処理された実績がございますので、問題はクリアできるだろうと考えております。

次に堆肥化でございますが、焼却施設ほどではありませんが、堆肥を製造する既存施設が存在すること、400ベクレル以下であれば、最終処分することなく、堆肥として有効利用することができるといったメリットがあると考えております。

一方で、製造した堆肥を還元する農地や堆肥の利用先が確保できるかが課題であり、有効な処理方法ではあるものの、利用先が確保できる範囲内で行うべきであろうと考えております。

次に、乾燥・圧縮やペレット化でございますが、減容化の手法として有効であろうと考えますが、主に保管や熱分解等の前処理工程として使われる方法であり、その後、どのように廃棄物処理あるいは再利用するのかということが課題になるものと考えております。

次の圧縮成型についても、減容化には有効であるものの、その後の処理が課題という認識でございます。

裏面にまいりまして、炭化・熱分解やエタノール生産・メタン発酵でございますが、やはりこれらも減容効果は大きいものの、炭化物や処理残さをそ

の後どう処理するのかという課題があることに加え、排ガス処理設備が必要であり、既存施設がほとんど存在しない現状でございますので、大規模な施設を新たに早期に設置することは難しいだろうと考えております。

最後にすき込みや林地還元につきましては、従来から、農林業系副産物の有効利用の方法として行われてきた手法であり、今回の測定により濃度に問題がないことが確認されたものについては、十分に適用できるものと考えておりますが、あくまでも暫定許容値等を遵守して行うべきものであらうと考えております。

もう一度、資料2の7ページをご覧ください。

検討した処理方法はいずれも減容化という点で一定の効果があるものと考えておりますが、県といたしましては、一時保管を解消するためには、単なる減容化ではなく最終処分までを見据える必要があること、約36,000トンにもものぼる廃棄物を安全に、迅速に、かつ、大量に処理する必要があることから、混焼による焼却によって処理を進めることとしたいと考えております。

8ページは混焼の概念図でございます。通常の一般廃棄物を焼却している焼却炉に、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物を投入するというものです。

焼却灰が8,000ベクレルを超えてしまえば、焼却灰自体が指定廃棄物となり、現状では処理が困難になってしまいますので、汚染廃棄物の投入量を調整して、焼却灰の濃度を低く抑えようというものでございます。

なお、県内の一部の施設では、高温で廃棄物を溶融して、発生したスラグを路盤材等に有効利用している場合がございます。こうしたスラグについては、クリアランスレベルである100ベクレル以下となるように調整をすることも必要になるだろうと考えております。

次に、9ページをご覧ください。焼却時の安全対策についてでございます。

廃棄物に付着した放射性セシウムは、焼却されると、一部は燃え残った灰、いわゆる主灰の中に残りますが、大部分は排ガス中に移行します。

県内の焼却炉には、ダイオキシン類対策のため、排ガスを急激に冷却した上で、バグフィルターと呼ばれる高性能の排ガス処理装置により、排ガス中の微粒子状の灰を捕集する設備が備えられています。

排ガス中に移行した放射性セシウムは、排ガスが200度以下に急冷されるため、気体では存在できなくなり、排ガス中の微粒子状の灰に付着します。

この微粒子状の灰、いわゆる飛灰は、排ガスがバグフィルターを通過する際に極めて高い効率で捕捉されます。

したがって、煙突から放出される排ガス中には、ほとんど放射性セシウムは含まれていない状態になります。

煙突から放出される排ガス中の放射性セシウムについては、9ページ下段のように、非常に厳しい基準値が定められておりますので、これを遵守できているかをしっかりと確認しながら処理を進めることが重要であると考えております。

次に、10ページをご覧ください。飛灰の埋め立て時の安全対策についてでございます。

埋め立てる飛灰に含まれる放射性セシウムが外部に流出しないよう様々な措置を講ずることとされており、廃棄物の下に放射性セシウムの吸着層を設けるとともに、上部には雨水の浸透防止措置をとることとされております。

また、10ページの中段のように、処分場からの放流水にも、放射性セシウムについて非常に厳しい基準値が定められており、これを超えることがないように管理をしていくことが重要と考えております。

次に、11ページをご覧ください。安全性の確認についてでございます。

処理の安全性や周辺環境への影響を確認するため、放射性物質汚染対処特措法により、①から⑤の項目について、定期的にモニタリングを行うこととされております。

特に、①の焼却炉からの排ガス、⑤の最終処分場からの放流水につきましては、9ページ・10ページでご覧いただいた基準値により、厳しく管理されることとなります。

環境省に確認したところ、既に汚染廃棄物の処理を実施している他県の自治体も含めて、環境省が実施している調査等において、これまで排ガスや放流水の放射性セシウム濃度が基準値を超過した事例はないとのことでございます。

なお、空間放射線量につきましても、今回の処理対象となる廃棄物がすべて8,000ベクレル以下ということですので、施設周辺の住民はもとより、処理を行う作業員にとっても、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えないものであり、十分に安全は確保できるということでございます。

しかしながら、こうしたモニタリングの頻度等につきましては、地域の安心のため、法令の基準以上に強化することも検討してまいりたいと考えております。

次に、12ページをご覧ください。県の方針は混焼を進めるということにしておりますが、各市町村の判断により、混焼に加えて、焼却以外の処理方

法にも取り組むという場合には、積極的にやっていただいて構わないということでございます。

主な方法としては、例えば、堆肥化やすき込み、林地還元などを進めていただくことについては、国が示している暫定許容値などの基準に従いながら実施していただく分には、全く問題はないと考えております。

次に、13ページをご覧ください。試験焼却についてでございます。

県といたしましては、安全な処理を求める県民の要望と、滞りない処理を求める保管者の要望の両方に応え、安全性をしっかりと確保しながら迅速に処理を進めるためには、まずは県内の各処理施設の状況を精密に把握する必要があると考えております。

混焼によって処理を進めた事例は、県内外を含めて複数ございますが、焼却能力等は施設ごとに異なるため、十分に試験焼却を行った上で、本格的な処理の道筋を決めていくべきであろうと考えております。

14ページをご覧ください。参考として、県内の3つの焼却施設における飛灰の放射性セシウム濃度の推移を示したものでございます。

原発事故の際、放射性セシウムは県内に広く降り注いでおり、通常の一般廃棄物を焼却しているだけでも、飛灰からは放射性セシウムが検出されております。

また、飛灰の放射性セシウム濃度は、地域や時期によっても変動しており、こうした状況も踏まえながら、焼却灰の濃度をコントロールしていく必要があると考えております。

15ページをご覧ください。試験焼却の考え方でございます。次の5点を原則として試験焼却を実施したいと考えております。

1点目は、処理に参加する全ての自治体の施設で焼却、埋立を行うということ。

なお、県内の市町村や一部事務組合が使用している一般廃棄物焼却炉及び最終処分場につきましては、別冊の参考資料7としてリストを添付してございます。

2点目は、汚染廃棄物の1日当たりの焼却量は、各施設の規模や稼働状況等を踏まえて個別に設定しますが、上限を1施設当たり1トンとすること。

3点目。焼却灰の放射能濃度は、汚染廃棄物を焼却していない状態からの上昇幅が最大でも800Bq/kg程度となるよう調整することとし、低い濃度から少しずつ試験を行うこと。

4点目。段階的に混焼条件を変えて焼却し、焼却灰や排ガス中の放射能濃

度等を検証すること。

県内の焼却炉はそれぞれ規模や構造、経過年数等が異なりますし、地域によって汚染の程度も様々であることから、廃棄物の放射能濃度と投入量を変えながら、1週間程度焼却をして、その結果を検証するというのを何度か繰り返す必要があるだろうと考えております。

なお、安全性の確認につきましては、一般的には、先ほど11ページでご説明したような内容でモニタリングを行うこととされておりますが、試験焼却の結果を検証するためには、さらに詳細なモニタリングを行い、その結果を公表するということが必要になるだろうと考えております。

5点目。試験焼却中は、焼却灰は通常の一般廃棄物と同様のルートで埋立処分すること。

試験焼却では、ごく少量の汚染廃棄物の処理を行うものですので、他の自治体の廃棄物を焼却した場合でも、焼却灰を排出元の自治体へ返却するようなことはせず、焼却炉のある地域の最終処分場へ埋め立てるということを考えております。

試験焼却の具体的な方法については、今後、各市町村と調整させていただいた上で定めてまいりたいと考えておりますが、試験焼却の期間としては半年程度必要になるだろうと考えております。

続きまして、16ページをご覧ください。本格的な処理につきましては、試験焼却の結果を検証した上で本格的な処理へ移行したいということでございます。

また、財源でございますが、環境省の補助金である農林業系廃棄物の処理加速化事業を活用して実施したいと考えております。

具体的なところについては、各自治体とご相談し、試験焼却の計画が固まり次第、環境省とも調整することになりますが、財源については、環境省でも、できる限りの支援を行うとされております。

補助率は2分の1ですが、地方負担分については震災復興特別交付税で全額措置されることになっておりますので、実質的な負担は生じないということでございます。

最後に、17ページをご覧ください。今後のスケジュールですが、11月から12月にかけて、それぞれの市町村において、議会や住民等に対して、必要な説明を行っていただきたいと考えております。

その際、技術的なところを国から説明してほしいとか、今回の測定結果や県の方針については県から説明してほしいといったこともあろうかと思いま

す。

それにつきましては、できる限り一緒にご説明をさせていただきたいと考えております。

その上で、12月下旬に開催する予定の市町村長会議において、県の方針にご賛同がいただけたならば、なるべく早い時期に、ここでは1月から2月としておりますが、試験焼却を開始し、半年程度後には本格的な処理へ移行したいということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○若生宮城県副知事：それでは、ただいま放射能濃度の測定結果、そして処理方針（案）についてご説明をさせていただきましたけれども、これにつきまして、皆さまからご質問、あるいはご意見等ございましたらお伺いしたいと思っております。

どうぞ皆さま、ご質問、ご意見がある方々は挙手の上、ご発言いただきたいと思っております。

○相澤美里町長：今説明をいただきまして、知事の本気度と考え方を十分理解しましたが、今まで国との協議はどのような形だったのか。国の本気度がなかなか見えないので、これは県で進めたものなのか。それとも、国とのいろんな形での協議でここまでに至ったのか、お聞きしたい。

○村井宮城県知事：国は大臣・副大臣をはじめ、事務方も非常に真摯に相談に乗ってくれました。ただ、これは国が処理する指定廃棄物とは違う問題ですので、 $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下のものは基本的には自治体で処理しなければならないものですから、この問題については残念ながら国が前面に出てということはできないということでございます。ただ、技術的な支援であったり、財政的な支援については、何一つ心配しなくていいですからと何度も言葉をいただいておりますので、私は国と一緒にやっている思いを持っております。皆さん、いろいろ不満はあろうかと思いますが、是非ここは自分たちの問題として捉えていただきたい。

○相澤美里町長：それは十分理解できるのですが、 $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下だから国は関与しないというのは間違っていると思う。国には第一義的な責任があるのですから、国としっかりと話をしてやってほしい。県には強く国

に働きかけてもらいたい。

- 村井宮城県知事：水面下ではかなり厳しいことを環境省に言っておりますけれども、この場ではそこは申し上げます。当然我々は被害者ですので、国と東電の責任であることは私も重々承知しております。そこは引き続きしっかりと申し上げて行きたいと思っておりますが、まずは処理できるものはどんどん処理していくということに力点を置きたいという私の思いを是非ご理解いただきたい。しっかりと国にもものを申し上げて行きたいと思っております。

- 亀山石巻市長：混焼については理解をしておりますが、8ページにあります汚染廃棄物の前処理を市町村等の処理施設でやるということに関しては、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。市町村等の処理施設の中で前処理、あるいは細断をすることになりますと、対応する職員の内部被ばくの問題等がありますので、できれば前処理はどこか1か所でしていただいて、搬入されたものを直接ピットに投入するという方法にさせていただくと、その地域に対する汚染問題がかなり抑えられるのではないかと思いますので、よろしくご検討いただきたい。

- 佐野環境生活部長：前処理についてのご質問でございますけれども、前処理については、やはり細断が確かに必要になってきますが、基本的には、 $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下の廃棄物の処理作業ということであれば、環境省からは、一般の廃棄物と同じような処理作業で安全は確保されると伺っております。ただ、前処理の施設ということであれば、本格焼却の時までにご相談させていただきたいと考えています。

- 村井宮城県知事：試験焼却の場合は、量が非常に少ないということもございますので、1か所で集中して細断をしてということになると、準備が間に合わなくなってしまいますから、まずは現場において少しずつ始めさせていただきたい。その後、いろんな課題が出てくると思いますので、その課題に合わせて、例えば1か所で、あるいは、ある程度何か所かに集中保管してやるという方法も出てくるかもしれませんが、今それをやろうとすると、どうしても時間がかかってしまいますので、申し訳ありませんけれども、まずは施設内で1つずつ細断しながらやっていく形を取らせていただきたいと思います。

○鈴木利府町長：利府町では実際に汚染廃棄物の混焼をやりました。私は低い線量の放射性物質は何ら問題ないと思っています。そういった意味で、少しでも汚染物を燃やすには県の方針以外にないと思っています。ただ、広域行政で焼却炉、最終処分場のある自治体にどう説明するか。利府町には焼却炉と最終処分場、さらには塩竈市の最終処分場があります。安全を強調しても、風評被害の懸念があります。実施に当たりまして、まずは安全性に問題がないということを住民に強く周知し、県におかれては議会あるいは住民に安全性に問題がないことをPRしていただければ幸いです。

○村井宮城県知事：当然、これは説明しなければならない問題だと思っています。要請があれば、県も国もできる限り参加して説明したいと思っています。ただ、我々の方で開催してくださいという力はありませんので、どこにどなたがおられるかも分かりませんので、住民説明の機会は是非皆さまの方で設定していただきたいと思っています。その際には、市町村任せではなくて、我々も行って矢面に立って、お叱りを受けながら説明をさせていただきたいと思います。国の職員の派遣も必要だということであれば、県に要請をいただけたら、県から国に要請をさせていただき、国と県が一緒になって説明に行く形にしたいと思っています。いずれにしても、私どもの方も議会が間もなく始まります。試験焼却の準備も少しずつ始めなければなりませんので、そんなに県の職員も体力があるわけではありませんから、35市町村が同時に何か所もやって、そこに必ず来なければならないと言われたら、中々全部に対応できませんから、県の担当と日程調整を早めにやっていただきたいということをお願いしておきたい。できる限り汗をかいてやりたいと思っています。

○菅原気仙沼市長：説明は非常に分かりやすく、基本的にこういうことが必要だということは皆さんが理解できる内容だったと思います。いずれにしましても、住民の皆さんが納得しないと進まないと思いますので、今後、しっかりした手続きを踏まないといけないと考えております。

何点か確認しておきたいと思います。まずは、焼却炉を持っているところが焼却しないとならないわけですが、その時、汚染廃棄物を持っているところは自分のところで基本的には汚染廃棄物の混焼をする。他の地区の焼却炉が使える場合は一般ごみを持って行く。数字がシミュレーションで出ていな

いので分かりませんが、概略そういうふうに県としては考えているのかどうかということを確認したい。

もう一つは、10ページですが、埋立の方法が現にこういうことでやっていないわけですから、すぐにこういう形で対応できるものなのかどうか。県としては、こういうことは少し時間があれば各最終処分場で対応可能だと考えているのかどうか。

あと、費用の問題と絡むのですけれども、多分どこの自治体も焼却炉は重い負担なので、なるべく長く使うため、いろんな工夫をされたり、お金をかけたりしています。そうすると、今回のことで他地域のものも引き受けた時に、焼却炉の寿命に影響する可能性があります。そういうことも国が対応することができるのかどうか。

最終処分場の寿命についても、相当先に満杯期限がある市町村だけではないと思います。結構迫っているところもあると思います。そういうところに考慮することはできるのかどうか、お伺いしたい。

○村井宮城県知事：それぞれの焼却炉にどういうものを持ち込むかですが、試験焼却は基本的にすべて同じ条件でやらせていただきたいと思います。したがって、同じ濃度のものを同じ割合で入れていくことでお考えいただきたいと思います。ただ、本格焼却するまでにいろんなデータが出てまいります。焼却炉の能力も分かりますので、それに合わせて、どの地域にどれだけ持って行けばいいのかが見えて来ます。そうなりますと、もしかしたら家庭ごみだけをお願いすることになるかもしれません。今の段階では、全然燃やしていないので分かりませんので、何とも申し上げられない。データを取るための試験焼却を半年くらいさせていただきたいので、ここで気仙沼市には家庭ごみしか持って行きませんということになると、他の地域も‘うちも家庭ごみだけ’ということになってしまいますので、今回はすべてに汚染廃棄物を入れさせていただきたい。そして、まずデータを取らせていただきたい。その後、本格焼却までにいろいろ調査をした結果、もしかしたら、気仙沼市は距離がありますので、家庭ごみだけを燃やすということになるかもしれませんが、現時点ではそういうことは申し上げられません。

それから焼却炉の寿命ですけれども、仮に1年間、今回の36,000トン燃やしたとしても、皆さまの焼却炉に与える影響は全体の5%程度です。これを数年に分けて焼却していくことになりますので、これを5年で分ければ1%ずつの負担ということになりますので、これをもって県内の焼却炉の

寿命が一気に短くなるということは常識的には考えられないだろうと考えています。最終処分場につきましては、限界に近いところもあると思うのですが、まずは燃やさせていただいて、試験焼却をやって、そして本格焼却をやりながら、走りながら考えさせていただきたい。今の段階で、大丈夫だとか大丈夫でないとか、申し上げられない。まずは試験焼却をやって、走りながらいろんなデータを取って、検証しながら、圏域ごとに皆さんのご意見を聞く機会を設けて、そして修正しながら、段々と本格焼却に向けて、そして本格焼却に入ってからまた必ずいろいろと出てくるかと思しますので、その都度課題をつぶしていったら、全体として量を減らしていく形にしていきたいので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

- 佐野環境生活部長：私の方からは埋立時の安全対策について。これはすぐに対応できるものなのかということですが、実は、宮城県の場合は、一般ごみを焼却した焼却灰の埋立は、10ページのような対策は取らなければならないことになっておりますので、すでに対応しているということになります。

それから、最終処分場の寿命の話は知事からご説明を申し上げましたが、捕捉を申し上げますと、焼却前は36,000トンということですが、これは焼却することによって、1/10程度に減容しますので、全県で3,600トン程度になりますので、これを全県で調節するということができれば、十分可能であろうと考えております。

- 猪股加美町長：県の方針に理解を示しますが、参考資料2を見ますと、全体量の63%が400Bq/kg以下なわけですね。県の方で、これは農水省が示した基準ですが、400Bq/kg以下については堆肥化・すき込み、それから林地還元が可能だということですので、やはりこれはできるだけ焼却に回す量を減らす努力を各自治体ですべきだと思っております。

実は加美町の量が一番多い。全体としては22%あります。その内の6割が400Bq/kg以下。1,000Bq/kg以下も含めると、約9割が1,000Bq/kg以下。400Bq/kg以下については、県でも示しているような堆肥化・すき込み、林地還元をしていきたい。さらに

1,000Bq/kg以下については、栗原市で堆肥化の実証実験しておりますが、これによりますと1/10に減容化すると。そして、濃度は1/3になると聞いておりますので、そうしますと1,000Bq/kg以下のもの

のも 400 Bq/kg 以下に下げることができる。その結果が 11 月末には出ると聞いておりますので、その結果が良ければ、そういった方法も使って加美町の 7,500 トンを自前で処理していきたいと思っています。県全体で焼却に回す量を減らすという努力は必要なのではないかと思っております。

○村井宮城県知事：是非協力をさせていただきたいと思いますが、

‘400 Bq/kg 以下は市町村ですき込みと堆肥化をするものとする’とすると、また皆さんそれぞれ事情があろうかと思ひまして、‘可能とする’という表現にさせていただいたということでございます。是非、皆さん、それぞれ協力をさせていただきたいと思ひます。

○須田女川町長：6,000 Bq/kg 以上 8,000 Bq/kg 以下は全体からしてもごくわずか。指定と未指定をどこで線を引くか。

8,000 Bq/kg でなくてもいいわけですが、ある程度、少し幅を取るというやり方で、なおスムーズに進めるような数字の置き方も、もしかしたらあるのかななどと思ひながら聞かせていただきました。

女川町自体は今回、処分場で受けるだけのまずはお話になるのだろうと思ひます。それぞれの処分場の残余容量には多分影響はないだろうということ、今現在のところは言えるだろうという理解をさせていただいています。ただ、全体として処理が進んで行った場合に、どれくらいの焼却灰等が出て、どういう分配になるかについては、これからやってみないと分からない部分だろうと思ひます。そういったシミュレーションですとか、どういうパターンになるかとか、汚染廃棄物のあるなしから始まって、やり方や対応の仕方も結構あると思ひますので、一旦、県の方で是非整理させていただきたいと思ひます。

○佐野環境生活部長：県全体で調整をさせていただきたいと考えておりますので、県の方でシミュレーションもさせていただきたいと考えております。

○菅原気仙沼市長：技術的なことなので分からないのですが、資料 2 の 11 ページの安全性の確認で、①から⑤まで測定するものがあるのですが、①、②、③はすぐに分かるものだと思うのですが、④と⑤の結果はすぐ出るのでしょうか。つまり、水のことなので、ずっと下まで来て、それを測ったものが果たしていつの水なのか、いろんな疑問が出てくると思ひます。実は、まった

く関係なく一昨日、新しい埋立処分場を視察に行ってきました。水処理をする設備ができていたのですが、まだ水が来ないと。まだ水が来ていないので、使っていないのできれいな設備を見ることになってしまったのですが、そういう意味で、今回の試験的なものをする上でできるのかどうか。

○村井宮城県知事：混焼したものによる影響が出ているかどうかは当然すぐには出てこないと思います。浸透してくるには時間がかかりますので。同時にスタートいたしますけれども、当然、焼却が終わった後も1年、2年は放流水のチェックはさせていただくことになろうかと思っておりますので、もしそこで問題になったら抜本的な対策を取っていくことになろうかと思っております。すぐに放流水は出てこないと思いますので、タイムラグが出てくると思いますが、終わった後も継続的に調査をさせていただき、安全性が最終的に確認できるまでは続けることになるということでご理解を賜りたいと思います。

○大友角田市長：資料2の3ページで、放って置いても下がることはないということで、今の時点で処分していくことが大事だと思っております。

それから、バグフィルターの関係ですが、9ページは重要な部分だと思います。バグフィルターがどう機能していくのかということ、地元の人たちに理解してもらうことが大変重要ですから、私の理解も十分でないこともありますので、もう少し詳細なものを作っていただけるとありがたい。

それから、15ページになりますが、試験焼却の考え方の原則の2番目ですが、1日当たりの焼却量は1施設当たり1トンを上限とあります。新しい仙南クリーンセンターは来年1月から試運転をして、4月から本格稼働となりますので、1月から試験焼却するというのは難しいだろうと。新しい施設がどういう状況になるのかを確認した上での4月からの本格稼働ですから、その辺の調整が必要だろうと思っています。そしてまた、仙南地域2市7町に分を全部ここで処分するようになりますけれども、1施設1トンだと6,600日かかる単純計算になります。そうすると20年かかります。20年間も燃やし続けるのか心配になります。20年経ったら新しい施設でも限界が来るといえるか、建て替えなければならない状況にもなりますので。そこをどうされるのか。

○村井宮城県知事：まずは9ページの、さらに詳細な資料をとすることは分かりましたので、改めてお手元にお届けしたいと思います。

それから、角田市の新しいクリーンセンターですが、今ある焼却炉は年内に止まって、1月から3月末までの年度内はまだ民間の所有物であって、そして、試運転は家庭ごみでの試運転をします。そして、問題がなければ4月からは2市7町の焼却炉として所有することになっておりますので、残念ながら、民間が試運転をやっているところに県の試験焼却をしてトラブルがあった時に、責任問題になりますので、2市7町をどうするかについてはこれから協議させていただかなければならないと思っております。状況によっては、12月の段階で‘4月1日から協力する’という言葉をお願いしておいて、民間の方が難しいということがあれば、4月1日から試験焼却にご協力をいただくことになるかもしれません。これは次の課題にさせていただきたい。12月までによく話し合いたいと思っております。

それから、6,600トンと1日1トンだと6,600日かかるということに関しては、これは試験焼却のことですので、まず試験焼却は1トン以内でやらせていただいて、データを取って、そして本格焼却に入ってくると、当然量は増やしていくことになろうかと思っておりますし、6,600トンを角田市のクリーンセンターで全部燃やすということではなくて、これも全体を見ながらどう配分すればいいのかということも考えさせていただきます。そのための試験焼却ですので、是非ご理解いただきたいと思います。

○大友角田市長：この計画期間は何年くらいでしょうか。5年以内でということも聞きましたけれども。

○村井宮城県知事：試験焼却でデータを取り切って本格焼却に入る時に、‘これくらいの量でやれると思うのでこれくらいでできます’ということをお話したいと思います。今、5年以内という希望的な話がありましたけれども、現時点で5年以内と言いながら、試験焼却で何かトラブルがあったということになってしまうと、これは嘘をついたということになってしまいますので、できるだけ早くできるように努力をしていきたいと思っておりますけれども、まずは半年程度の試験焼却は相当丁寧に、焦ることなく、住民の皆さまに安心していただけるようにすることを最優先にしながら、丁寧に丁寧にやっていきたいということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○大橋涌谷町長：焼却については了解しました。

12ページに処理方法がございます。例えば堆肥化や還元、それからすき

込みということですが、草地処理という言葉があります。この草地をどう捉えるか。草地を確保してすき込みということだと思いますが、涌谷町では草地を確保できると思います。傾斜地であったり、あるいは河川敷であったり。傾斜地だったら汚染が流れるということで恐らく地元から反対が出るだろうが、河川敷だったら、この辺りですと、河川敷を管理している国交省のものがある。この場合、国交省はどう出るのかということをお聞きしたい。

○後藤農林水産部長：草地については様々な状況がございますので、具体的には各市町村によって安全にすき込みができて、堆肥等も安全に、雨水等で流れる可能性がないというところを選んで、その範囲でやっていただくことになろうかと思えます。すべての量をすべての草地でということは考えておりませんので、可能な範囲でやっていただければということです。

○大橋涌谷町長：河川敷の管理は国交省なので、仮に河川敷にすき込んだ場合、国交省がどう出るでしょうかということをお聞きしたい。河川敷にすき込んだ場合、全体量の半分になるので、おそらく焼却する量も半分くらいになるだろうと思えますので。

○村井宮城県知事：残念ながら国交省の管轄なので、今の段階で分からないので、そういうお話があれば国の方と調整させていただこうと思えます。宿題として賜りたいと思えます。

○浅野大和町長：15ページで、焼却灰の放射能濃度につきましては、焼却していない状態からの上昇幅が最大でも800 Bq/kgということは、6,000 Bq/kgや7,000 Bq/kgのものを燃やした時、6,800 Bq/kgや7,800 Bq/kgという数値になりますので、焼却した結果の最大値はどの辺を考えているのかお聞きしたい。

○佐野環境生活部長：800 Bq/kgというのは、焼却灰になった段階での上昇幅が最大800 Bq/kgということですが、低い濃度のものを燃やせばある程度の量を燃やせるし、高い濃度のものを入れれば燃やせる量は少なくなる。ただ、その量については1トンを限度とするということですが、1トンの範囲内でその燃やす量を調節するということです。

○村井宮城県知事：つまり、現在、 $6,000\text{ Bq/kg}$ とか

$7,000\text{ Bq/kg}$ あったら、それが $8,000\text{ Bq/kg}$ 近くになるのではないかということですよね。今すでに皆さんが焼却されている家庭ごみの焼却灰の濃度のデータをいただいておりますけれども、そんなに高いものは当然ありませんが、高くても $1,000\text{ Bq/kg}$ 以下くらいです。ですから、それに最大 800 Bq/kg が加わるということです、 $8,000\text{ Bq/kg}$ に急に近づくということはありませんだろうと思っております。

○浅野大和町長：県として最大、どのレベルまで考えておられるのか。

○村井宮城県知事：汚染廃棄物を入れる前の家庭ごみで出ている数字が、今の段階で焼却炉によって違いますので、何 Bq/kg というのが、正直申し上げて、いろいろ議論したのですが、言えないということです。本当はもっと分かりやすく、全体で $1,000\text{ Bq/kg}$ 以下とか 500 Bq/kg 以下とか言いたいのですが、焼却炉によってかなり能力に差が出ておりますので、今出ている数字にプラスで最大でも 800 Bq/kg 程度になるように試算をしたということでございます。今回、新たにくべたことによって増える放射能濃度は、最大で 800 Bq/kg 程度になるという認識を持っていただきたい。

今既に皆さんの焼却炉で燃やしているものも、震災直後はかなり高いところもございましたが、今はそんなに高いところはありませんので、急に $8,000\text{ Bq/kg}$ を超えるようなことにはならないということでございます。

○若生宮城県副知事：今のご質問は、試験焼却の考え方の中のお話でございますが、低い濃度から少しずつ試験を行うという話なので、そんな高いものを試験焼却のところでやるのかどうかというのは、今のところは想定していない状況です。いずれ、本格焼却に向けていろいろとご相談をさせていただく形になろうかと思えます。

○村井宮城県知事：試験焼却の基準ということにさせていただきたい。これから本格焼却に向けてまずデータを取らせてほしい。それからいろいろ検討し

ます。

- 滝口柴田町長：もちろん試験焼却については県の方針に従いますが、なるべく焼却しないようにしていくのがいいと思っております。柴田町の42.7トンは、ほとんど数字が出てこないものです。ですから、100Bq/kg以下は、加美町はすき込んで、涌谷町は半分くらいは自分のところで処理するという事なので、12月までに実際に焼却する量を市町村に照会して、100Bq/kg以下にするか400Bq/kg以下にするか基準は分かりませんが、今ある36,000トンを少なくし、そして、なるべく安心をもらう方がいいと思います。100Bq/kg以下で数字が出ないものについては、自分たちで処理するかどうかということ进行调查していただいて、最終的に焼却する量をすぼめた方がいいと思っています。

柴田町にもほだ木があって、農水部関係の方が忘れたのですが、最終的に県がほだ木を処分してくれるという話を聞いたので、100Bq/kg以下のものですが、県で本当に燃やしてくれるのかどうか、処分してくれるという意味がよく分からなかったもので、農林水産部長がいらっしゃるので、そういう方針があるのかどうか。

それから、100Bq/kg以下を自分たちで処分するとき、国から処分費がおりののかどうか、教えていただきたい。

- 村井宮城県知事：それは合理的なやり方ですが、それをやると、柴田町は自分のところでやるけれども他の町はそれができませんとなってしまうと、またそれで議論が生じてしまいます。できる限り堆肥化やすき込み等をやっていただきたいということにはいたしますけれども、まずは試験焼却をする。その時には、当然ですが、100Bq/kg以下から徐々に濃度を上げていく形になっていくと思いますので、やりながら、走りながら、皆さまに100Bq/kg以下や400Bq/kg以下を如何様にしますかということを確認しながら進めていきたい。ですから、柴田町長がおっしゃるように、今度の市町村長会議までに‘やるかやらないか’ということをはっきりして全体の量を把握してやった方が合理的なのは十分そのとおりなのですが、そうするとまた市町村間でいろいろと難しい問題が出て来てはいけませんので、まずは全部燃やすような感覚で進めていきながら、試験焼却をまずは進めながら、皆さんから全体の量を減らすためのいろいろな協力をいただく形にしたいと思っております。順序としてはそのやり方でやらせていただきたいと

いうお願いでございます。

それから、 $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以下でもお金は出るのかということですが、これは当然、すき込みであろうが堆肥化であろうが、お金は出てくるものだと思っております。

○後藤農林水産部長：ほだ木の処分については、様々なやり方もあろうかと思っておりますので、市町村の処理方法と合わせて、我々もどういった処理方法があるのか検討をさせていただきたいと思っております。

○村井宮城県知事：現時点において、この場で示すことはできませんが、検討はしているということでございます。

○菊地岩沼市長：試験焼却を終えた場合の情報公開につきましては、どのような方法を考えておりますでしょうか。

○佐野環境生活部長：安全性の確認のところでご説明しました5項目につきましては当然でございますけれども、これに加えて、濃度を変え、量を変えて焼却してみた場合の焼却灰の濃度、こうしたものをすべて公表したいと考えております。県のホームページ等でも公表していきたいと考えております。

○村井宮城県知事：もちろん市町村のホームページ等でもお知らせいただくことも可能です。

○大友角田市長：資料1の4ページですが、 $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の汚染廃棄物の測定結果について、 $1,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下は30,127トンということで $1,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下でくくっているが、その $1,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下でくくった特別な理由はあるのでしょうか。

○佐野環境生活部長： $100\text{Bq}/\text{kg}$ 以下、 $400\text{Bq}/\text{kg}$ 以下については基準がありましたので、そういう基準にしましたけれども、 $1,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以降については、特別な意味はございません。

○若生宮城県副知事：ほかにご質問、ご意見ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見も出尽くしたようですの

で、いただいたご意見を踏まえまして、改めて知事から発言をさせていただきたいと思います。知事、よろしくお願いします。

○村井宮城県知事：今日は文化の日でいろんな行事があつて、皆さんお疲れだと思います。そうした中で、このような時間帯に最後までお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

宿題もいただきましたので、しっかりと検討して取り組んでまいりたいと思います。いずれにしても、みんなで前に進めて行こうということでございますので、いろんなご非難もあろうかと思いますが、是非とも住民の皆さま、議会、議員の皆さまに説明をしていただければと思っております。当然、我々も批判の矢面には立たなければならないと思っておりますし、国もそのつもりであるということですので、何かありましたら遠慮無くお声がけをいただきたいと思っております。

是非、みんなでこの問題を処理したいと思います。この汚染廃棄物の問題を解決しなければ、復旧・復興が終わったということにはならないと思っておりますので、是非ともご協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○若生宮城県副知事：以上で会議を終わらせていただきますけれども、先ほどご説明させていただきましたように、12月下旬に改めて市町村長会議を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。今日は、貴重なご意見誠にありがとうございました。

4 閉会

○司会：以上をもちまして、第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議を終了させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。